

現在開発中の会計基準に関する今後の計画

2024年5月10日現在、当委員会が開発中（開発予定を含む。）の会計基準に関する検討状況及び今後の計画は、次のとおりである。

なお、当委員会における会計基準の開発に関する基本的な方針については、2022年8月30日に公表した中期運営方針を参照いただきたい¹。

1. 開発中の会計基準

(1) リースに関する会計基準

（主な内容）

日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手のすべてのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討を行っている。合わせて、リースの貸手の収益認識に関する会計処理（リース業における割賦販売取引の会計処理を含む。）について検討を行っている。

（検討状況及び今後の計画）

2019年3月に、借手のすべてのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に着手することを決定した。関連する業界団体から意見聴取を行った後、各論点について検討を行い、2023年5月2日に、企業会計基準公開草案第73号「リースに関する会計基準（案）」等を公表した。2023年8月4日にコメントを締め切っており、現在、公開草案に寄せられたコメントへの対応を検討している。

(2) 金融商品に関する会計基準

（主な内容）

日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損についての会計基準の開発に向けて、検討を行っている。

なお、金融資産及び金融負債の分類及び測定については、今後、会計基準の開発に着手するか否かについて判断する予定である²。

¹ 中期運営方針については、ASBJのウェブサイト
(https://www.asb.or.jp/jp/project/middle_plan.html)を参照のこと。

² 分類及び測定と金融資産の減損の定めの関係については同時並行的に整理するものとしている。

(検討状況及び今後の計画)

2022年4月より、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損について、IFRS第9号「金融商品」(以下「IFRS第9号」という。)の相対的アプローチを採用したモデル(ECLモデル)を開発の基礎として検討を進めている。現在、国際的な比較可能性を確保することを重視し国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準、すなわち、IFRS第9号を適用した場合と同じ実務及び結果となると認められる会計基準の開発を目的とした審議が一巡したことを踏まえ、IFRS第9号を出発点として適切な引当水準を確保したうえで実務負担に配慮した会計基準の開発を目的とした審議を行っている。

(3) 四半期報告書制度の見直しへの対応

(主な内容)

企業会計基準第33号「中間財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」を統合した会計基準等の開発の要否を検討することとしている。

(検討状況及び今後の計画)

今後、検討することを予定している。

(4) 上場企業等が保有するベンチャーキャピタル(VC)ファンドの出資持分に係る会計上の取扱い

(主な内容)

2023年11月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、上場企業等が保有する組合等への出資持分に関して、VCファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする限定した範囲の会計上の取扱いについて検討を行っている。

(検討状況及び今後の計画)

2023年12月より検討を開始している。

2. 開発中の指針(実務上の取扱いを含む。)

(1) 金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い

(主な内容)

資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについて検討を行っている。

(検討状況及び今後の計画)

資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについては、2022年3月15日に、「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当する ICO トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」を公表した。2022年6月8日にコメントを締め切り、現在、論点整理に寄せられたコメントへの対応を検討している。

(2) 子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係

(主な内容)

日本公認会計士協会から公表されている会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」に定められる連結財務諸表におけるのれんの追加的な償却処理について、子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係を踏まえ、検討を行っている。

(検討状況及び今後の計画)

2017年10月より検討を開始している。

3. その他の日本基準の開発に関する事項

(1) 日本公認会計士協会が公表した実務指針等の移管

(主な内容)

日本公認会計士協会が公表した実務指針等を当委員会に移管するに当たり、移管のアプローチ等について検討を行う。あわせて、会計基準等の利用者における利便性を向上させることを目的として、会計基準等を体系化するための取組みについて検討を行う。

(検討状況及び今後の計画)

日本公認会計士協会が公表した実務指針等の移管に着手する前の段階において、移管のアプローチ等に関する意見募集文書を2023年6月20日に公表した。2023年8月25日にコメントを締め切っており、現在、意見募集文書に寄せられたコメントへの対応を検討しており、日本公認会計士協会が公表した実務指針等の移管のアプローチ等について検討を行うとともに、継続企業及び後発事象に関する調査研究を行っている。

日本公認会計士協会が公表した実務指針等の移管については、2024年4月3日に移管指針の公開草案（コメント期限：2024年6月3日）を公表している。

(2) 開示に関する適用後レビューの実施

(主な内容)

当委員会が開発する会計基準の適正手続（デュー・プロセス）は、公益財団法人財務会

計基準機構の理事会が定める「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」（以下「適正手続規則」という。）に規定されており、適正手続規則では、適用後レビューの実施が定められている。

当委員会は、「開示に関する適用後レビューの実施計画」を作成し、2017年12月26日に適正手続監督委員会に報告している。

（検討状況及び今後の計画）

現在、「開示に関する適用後レビューの実施計画」に基づき適用後レビューの作業を実施している。

以 上